

## 第3回横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会 次第

平成21年 3月 3日(火)  
18時00分~20時00分  
第一総業ビル 5階横浜市会議室

### 1 報告

- (1) 指定管理者の指定の取消しの変更について 資料1

### 2 議事

- (1) 第3回選定委員会の公開について

- (2) 再公募結果の検証について  
公募に対する法人意見 資料2

- (3) 指定管理者の選定方法及び運営可能な法人の検証について  
指定管理制度に関する市の原則 資料3  
選定方法の検証 資料4  
運営可能な法人の検証 資料5  
他都市の状況 資料6 委員会内部資料のため非公開

- (4) 救急医療センターの経営状況の検証について  
これまでの経過 資料7  
支出構成と公募要項上の指定管理料算出の考え方について 資料8

### (5) その他

- ア 今後のスケジュール(案) 資料9  
イ その他

### 【参考資料】

- ・医療施設配置図
- ・横浜市の小児救急医療体制
- ・救急体系図

(1) 指定管理者の指定の取消しの変更について

1 変更前の指定取消日の効力発生日

平成 21 年 7 月 1 日

2 変更後の指定取消日の効力発生日

平成 22 年 4 月 1 日

3 理由

- ① 市民への初期救急医療を継続させること。
- ② 新たな事業者が救急医療を円滑に引継ぐための期間の確保
- ③ 医師等の人材を継続的に確保していく必要があること。

## (2) 再公募結果の検証について

## 1 公募に対する主な法人意見

## (1) 医師確保の困難性

慢性的医師不足のなかでは、単独医療機関で診療体制を組むことはできない。

## (2) 経営リスクの高いサービスである。

初期救急医療は収益の上がない医療サービスであること。

患者数は厳密に見込む必要があること。2%枠を撤廃し、見込みより減った部分は補填すること。

## 2 経 過

## (1) 平成 20 年 9 月 11 日

社団法人横浜市病院協会から指定管理業務辞退の申し出

## (2) 平成 20 年 9 月 26 日

横浜市救急医療センターの指定管理者の指定取消（取消日 平成 21 年 7 月 1 日）

## (3) 平成 20 年 10 月 17 日

第 1 回横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会

救急医療センターの診療等に関する業務基準の決定

## 【業務基準の概要】

ア 診療時間：毎日 20 時から 24 時（応募者の提案により前後に延長可）

イ 指定管理期間：平成 21 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日

ウ 指定管理料：1 億 6,600 万円（患者数見込みに基づき前回と同様の考え方で積算）

## (4) 平成 20 年 10 月 23 日～11 月 26 日 公募周知期間

周知文の送付：県内の救急告示医療機関 167 機関

電話による周知：延べ 32 機関（うち、訪問説明：14 機関）

## (5) 平成 20 年 11 月 25・26 日 公募受付日（応募事業者なし）

## (6) 平成 20 年 12 月 2 日

第 2 回横浜市救急医療センター指定管理者選定委員会

再公募に向け、周知活動時の医療機関等の意見の検証、公募基準の見直しを行った。

## 【患者需要の変動リスクに関する見直し内容】

（変更前）：継続的に患者数の大幅な減少が認められる場合

（変更後）：年間概ね 2%を超える患者数減少が認められる場合にその概ね 2%を超えた部分

## (7) 平成 20 年 12 月 3 日～12 月 25 日 公募周知期間

周知文の送付：県内の救急告示医療機関 167 機関

電話による周知：当初説明した法人に対し基準を変更したことを再説明

## (8) 平成 20 年 12 月 25 日 公募受付日（応募事業者なし）

## (3) 指定管理者の選定方法等の検証について

## 指定管理制度に関する市の原則

## 1 『「公の施設」管理運営主体についての指針』（平成15年9月1日総行第34号）

「(前略)本市における「公の施設」と目的や利用対象者が類似する民間施設が存在する場合には、「民間でできることは民間に任せる」視点に立って、市や外郭団体による管理運営の必要性について検証する必要がある。

その結果、民間事業者やNPO、市民団体等（「団体等」という。以下同じ。）が管理運営した場合、運営コストやサービスの面で市民にとってメリットがあると考えられる場合には、積極的に民間事業者に委ねることとする。（中略）現行の運営主体を前提とせず、全施設を点検することとする。」

## 2 『指定管理者制度導入に係る留意事項』（平成16年6月17日）

## ➤ 「1 制度改正の概要と本市の基本的考え方

（前略）指針に基づいて、すべての施設について、管理運営主体のあり方を点検することとする。

その際には、指針にも示したとおり、現行の運営主体を前提とせず、「民間にできることは民間に任せる」視点に立って、市や外郭団体による管理運営の必要性について検証する必要がある、その結果、民間事業者やNPO法人、市民団体等が管理運営した場合、運営コストやサービス面で市民にとってメリットがあると考えられる場合には、積極的に民間事業者に委ねることを基本とする。」

## ➤ 「2 具体的な手続きにおける留意事項

## （前略）2 指定管理者の公募

指定管理者の選定にあたっては、公募により応募事業者を募集し、複数の事業者から最適な管理運営主体を選定することを原則とする。」

## ➤ 「※ 公募の例外

公募を原則とするが、特別な理由があると認められる場合にはこの限りではない。

- ・施設管理上緊急に指定管理者を指定しなければならない場合
- ・PFI事業の導入により管理者が特定される場合
- ・施設が高度な公的責任や専門性等を有すると認められる場合

なお、公募によらない場合には、一層の説明責任（当該指定管理者が最も効果的・効率的にその施設の管理運営を行えることの説明）が求められることとなるので、慎重に判断する必要がある。」

## 【横浜市救急医療センター条例】

第4条 次に掲げる横浜市救急医療センターの管理に関する業務は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせるものとする。

- (1) 第2条に規定する業務の実施に関すること。
  - (2) 横浜市救急医療センターの施設及び設備の維持管理に関すること。
  - (3) その他市長が定める業務
- 2 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

	メリット	デメリット
再々公募	・ 公正性・透明性が高い	・ 応募事業者が見込めない可能性があることから、候補者が早期に確定しないことによる市民不安が継続する
非公募 (指名プロポーザル方式)	・ 候補者が明確になることで市民不安が解消する	・ 公正性、透明性を確保するため、非公募の理由など第三者による検証が必要

(※) プロポーザルとは、業務の履行に際して技術力、創造力、経験の有無などが大きな要素を占める委託業務において、複数の事業者から実施体制、実施方針、提案等についての提案を求め、その中から最適な提案を行った事業者と随意契約を締結する方式です。設計委託業務、デザイン委託業務、調査・計画委託業務、システム開発委託業務、等の事業者選定に採用されています。プロポーザルには、① 提案書の提出者を公募する公募型プロポーザル ② 提案書の提出者を指名する指名型プロポーザル があります。

## 非公募の例

### ①非公募複数指名プロポーザル方式

#### 横浜市立みなと赤十字病院

一定規模の病院を運営する公的医療機関と付属病院を持つ学校法人 23 法人を指名したうえで、提案があった事業者の選定を行った。

### ②非公募単独指名方式

#### 横浜市地域療育センター (※)

現指定管理者の実績等を評価し、その結果が良好であったため、条例に基づき、現指定管理者を次期指定管理者として選定した。

#### ○横浜市地域療育センター条例

事業計画書その他の書類を審査し、かつ、実績等を考慮し、現指定管理者が当該センターの設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、現指定管理者を指定管理者として指定することができる。

(※) 地域療育センター (横浜市東部地域療育センター 外5ヵ所) とは、

心身に障害のある児童及びその疑いのある児童の地域における療育体制の充実及び福祉の向上を図ることを目的とする施設。

具体的には、(1) 児童に対する療育訓練 (2) 児童に関する相談及び指導などの事業を行っている。

## 運営可能な法人の検証

- (1) 医師の派遣能力があること。
- (2) 市内で公的な役割を有すること。

### 1 社団法人横浜市医師会

- ・会長 今井三男
  - ・会員数 3,583人（平成21年2月現在）
  - ・定款上の目的及び事業  
医道の高揚、医学及び医術の発達並びに地域包括医療の普及を図り、もって社会福祉を増進するとともに、医師の社会的及び経済的地位を向上することを目的とし、次の事業を行う。（略）
    - (2) 公衆衛生の啓発指導に関する事項
    - (3) 地域の保健、医療及び福祉の推進に関する事項  
（略）
    - (8) 災害時における医療救護に関する事項  
（略）
- 【医師会が設置・運営する夜間急病センター】
- ・横浜市北部夜間急病センター（都筑区）
  - ・横浜市南西部夜間急病センター（泉区）

### 2 公立大学法人横浜市立大学

- ・理事長 本多 常高
- ・医学部学生385人在籍（20年5月1日）1学年90人（21年度から）  
【附属病院】  
27診療科 病床数623床 1日患者数：入院546人 外来1964人  
【センター病院】  
19診療科 病床数720床 1日患者数：入院667人 外来1904人

### 3 社団法人横浜市病院協会

- ・会長 吉井 宏
- ・会員数 113病院
- ・定款上の目的  
横浜市内に所在する病院の管理運営を強化し、横浜市医師会及び関係諸機関との強調のもとに諸般の問題を調査研究して、病院組織及び医療体制の充実及び発展を図り、もって地域医療の向上と市民の健康増進に寄与することを目的とする。
- ・業務  
救急事業（夜間・休日救急医療等）  
情報システム（ヨコハマみんなの病院 横浜市病院情報システム等）  
教育・研修事業（看護専門学校の運営等）など

(4) 現指定管理者（横浜市病院協会）による救急医療センターの経営状況の  
検証について

これまでの経過

1 収支状況

平成 18 年度 ▲ 8,511,163 円

平成 19 年度 ▲ 5,749,725 円

2 高い固定経費（人件費）率

約 7.2% （資料 8 参照）

3 経営リスクに関する要望と対応

- ・ 患者数減少に伴うリスク分担に基づいた指定管理料の見直し（平成 20 年 3 月）

（趣旨）

患者数が著しく減少しているのは、横浜市が小児救急拠点病院等の基幹病院に初期救急患者を政策誘導した結果として、各夜間急病センターの患者数が減少していることから、協定に基づき指定管理料を見直していただきたい。

（協議）⇒18、19 年度の費用の検証の結果、指定管理者の内部努力で対応

- ・ 患者実態に合わせた診療体制の充実（平成 19 年 6 月）

（趣旨）

患者実態に合わせ開始時間を繰り下げたい（土日休日は除く）。

（協議）⇒提案事項であるため、市としては対応せず

**(4)救急医療センターの経営状況の検証について**  
 ～支出構成と公募要項上の指定管理料（166,000千円）の内訳～

【単位：円】

ア 現公募要項の指定管理料(1億6千6百万円)の内訳	今回指定管理料(a) =(c)-(b)*1.05	収入見込(b)	人件費	現指定管理者 19年度決算	4H換算決算 (c)	説明
①診療事業費				115,663,184	107,180,304	
診療材料費				33,121,402	24,670,840	変動費
使用料及び賃借料				33,455,943	33,455,943	
委託料その他			①	49,085,839	49,053,521	薬剤師等派遣委託費
②人件費			②	279,423,621	245,113,621	
医師				126,298,248	108,778,248	
その他臨時				68,908,030	55,768,030	看護、受付、レセ等
職員給与手当＋役職手当				54,614,660	50,964,660	
嘱託員				18,102,093	18,102,093	看護、事務
労務厚生費				11,500,590	11,500,590	
③情報事業費				60,275,455	58,196,455	全部委託
④研究研修費				168,630	168,630	
⑤運営管理費				48,056,383	50,256,383	
施設管理費（管理＋光熱）				41,707,324	43,907,324	建物管理費の按分負担等
事務費				4,146,839	4,146,839	
予備費				2,202,220	2,202,220	
計(①～⑤)	166,487,589	302,355,784		503,587,273	460,915,393	

人件費率			
①のうち	40,874,211	情報事業費を除く支出	
②	279,423,621		
計	320,297,832		
		443,311,818	72.3%



## (5) その他

## ア 今後のスケジュール(案)

## 第1回 平成20年10月17日(金) 開催済み

18時00分～20時00分

会場：市庁舎7階 7S会議室

議題：選定基準、公募要項の決定

## 第2回 平成20年12月2日(火) 開催済み

18時00分～20時00分

会場：市庁舎7階 7S会議室

議題：公募要項の一部改正

事業計画書提出期限12月25日(23日間)

## 第3回 平成21年3月3日(火)

18時00分～20時00分

会場：第一総業ビル5階 横浜市議室

議題：再公募結果の検証

指定管理者の選定方法及び運営可能な法人の検証について 等

## 第4回 平成21年3月下旬～4月上旬

18時00分～20時00分

会場：未定

議題(案) 準用する公募要項等の変更 等

## 第5回 平成21年4月下旬

18時00分～20時00分

会場：未定

議題(案)：応募者のプレゼンテーション・ヒアリング  
：優先交渉権者、次点交渉権者の選定

## 市と指定管理者の協働

初期救急医療サービスは、医療機関が自ら積極的に患者開拓ができず、また患者の継続的利用も見込めないことから、指定管理者のノウハウを発揮する範囲が狭いサービスです。

質の高い医療を円滑に持続させていくためには、市も効率的かつ健全な経営について継続的に点検するなどの関与と支援が必要と考えます。

### 1 市としての関与（案）

質の高い医療サービスを安定した経営の下で継続していくために、適時必要な監督・指導を行います。

- ①質の高い医療を円滑に継続していくための連絡調整会議（定期・随時）
- ②医薬材料、備品等の執行予定、収入状況等の把握と調整 など

### 2 市としての支援（案）

指定管理者自らの事情によらない場合、あるいはあらかじめ予測が付かない事情により損失が発生した場合などには必要な支援（損失補てん等）を行います。

例：患者数見込みの変動、診療報酬改定、医薬材料等の高騰、その他やむを得ない事情による損失

横浜市 の 主 な 医 療 施 設 の 配 置 状 況 ( 平 成 2 0 年 度 )

平成20年5月16日作成



【専門的な機能等を有する病院】  
★ 地域医療支援病院  
▲ 特定機能病院  
◆ 地域がん診療拠点病院  
● その他の専門的な医療を提供する病院  
(国立病院機構・県立の病院等)

【救急医療体制を担う医療機関】  
○ 休日急患診療所(各区1か所)  
☆ 夜間急病センター(市内3か所)  
□ 24時間体制の小児救急2次病院  
◎ 救命救急センター(市内5か所)  
△ 周産期センター(三次救急)(市内3か所)

## 横浜市の小児救急医療体制

	事業名	内容	対応時間帯
相談等	小児救急電話相談	子どもの急な病気などでお困りの時、適切な対応方法を看護師がアドバイスします。 TEL045-201-1174(いいナース)	平日 18:00~24:00 土曜日 13:00~24:00 休日等 9:00~24:00
	救急医療情報センター	急病の時に受診可能な医療機関をご案内します。 TEL045-201-1199(いい救急)	24時間 365日
	小児救急のかかり方 (パンフレット)	子どもが急な病気などのとき、適切な対応方法をわかりやすく説明しています。	—
初期救急	休日急患診療所	各区の休日急患診療所において、医療機関が休診している休日、年末年始に、診療を行います。	休日 概ね10:00~16:00 (年末年始 12/30~1/3)
	夜間急病センター	桜木町、北部、南西部の夜間急病センターで、診療を行います。	桜木町 毎日 18:00~24:00 北部・南西部 毎日 20:00~24:00
	小児救急拠点病院	市内7か所の病院において、深夜帯の初期救急患者の診療を行います。	毎日 0:00~6:00
二次救急	病院群輪番制	市内で2つの当番病院を定め、主に入院を必要とする救急患者の診療を行います。	平日 18:00~ 7:00 休日 10:00~17:00、 18:00~ 7:00
	小児救急拠点病院	市内7か所の病院において、24時間365日、主に入院を必要とする救急患者の診療を行います。	全日 0:00~24:00
三次救急	神奈川県周産期救急医療システム基幹病院	市内3か所の神奈川県周産期救急医療システム基幹病院において、重篤な妊産婦や新生児の診療を行います。	全日 0:00~24:00
	救命救急センター	市内5か所の救命救急センターにおいて、重篤な患者の診療を行います。	全日 0:00~24:00

## 横浜市の救急医療体系図（平成 20 年度）

- \*初期救急医療 外来診療によって帰宅できる軽症患者の救急対応
- \*二次救急医療 入院して治療が必要な中等症・重症患者の救急対応
- \*三次救急医療 生命に危険のある重篤な患者の救急対応

三

### [救命救急センター]

市立大学附属 市民総合医療センター  
 国立病院機構 横浜医療センター  
 昭和大学藤が丘病院  
 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院  
 済生会東部病院〔新型〕

次

### 小児科 24 時間三次救急

県立こども医療センター、聖マリ西部病院【三次】  
 市立大学附属市民総合医療センター内  
 小児総合医療センター【二次、三次】

神奈川県  
 周産期救急医療システム  
 <母体・新生児の 24 時間対応>

- 基幹病院  
 県立こども医療センター  
 市立大学附属市民総合医療センター  
 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院
- 中核病院（6 病院）
- 協力病院（6 病院）

二

病院群輪番制 休 日（午前 10 時～午後 5 時）  
 毎夜間（午後 6 時～午前 7 時）

- 内科・外科（市内 3 ブロック）

北部	鶴見、神奈川、港北、緑、青葉、都筑
西部	西、保土ヶ谷、旭、戸塚、泉、瀬谷
南部	中、南、港南、磯子、金沢、栄

- 小児科 市全域で 2 病院
- 急性心疾患 市全域で 1 病院

### 周産期救急連携病院

#### 周産期救急

#### 小児救急拠点病院

- 24 時間二次救急体制

昭和大学北部病院  
 横浜労災病院  
 済生会東部病院  
 市立市民病院  
 国立横浜医療センター  
 市立みなと赤十字病院  
 済生会南部病院

次

### 市立病院・地域中核病院 24 時間二次救急体制

市立市民病院、市立みなと赤十字病院、横浜労災病院、昭和大学北部病院、済生会南部病院、済生会東部病院

- 深夜帯初期救急体制

（小児科・内科）  
 上記 7 拠点病院で対応

初

### 休日昼間

#### 休日急患診療所

内・小・歯（歯：金沢、戸塚）  
 （午前 10 時～午後 4 時）  
 \* 診療時間は各区で異なる

#### 歯科保健医療センター

（午前 10 時～午後 4 時）

期

### 夜間（準夜帯）

#### 救急医療センター

内・小（午後 6 時～午前 0 時）  
 耳・眼（午後 8 時～午前 0 時）

#### 北部夜間急病センター

内・小（午後 8 時～午前 0 時）

#### 南西部夜間急病センター

内・小（午後 8 時～午前 0 時）

#### 歯科保健医療センター

（午後 7 時～午後 11 時）

### 診療所等の診療体制

- ★19 時まで診療  
 内科 2 1 3 小児科 7 0
- ★19 時 30 分まで診療  
 内科 9 小児科 2
- ★20 時まで診療  
 内科 2 7 小児科 9
- ★20 時以降診療  
 内科 1 4 小児科 3

救 急 患 者